

平成30年度 被災地域販路開拓支援事業「小規模事業者持続化補助金〈北海道胆振東部地震対策型〉」の公募開始について



平成30年9月6日に発生した「胆振東部地震」の被害を受けた小規模事業者の事業再建支援を目的とした本補助金の公募が開始されました。詳細については、以下及び北海道商工会連合会のHPを確認いただくか、新得町商工会 経営支援室(0156-64-5324)までお問い合わせください。

- 募集期間：平成31年2月5日から4月10日まで ※ 当日消印有効
事業期間：交付決定日から平成31年12月31日まで
補助対象者：北海道胆振東部地震の影響を受けた事業者で、次の(1)か(2)のいずれかに該当すること。
(1) 自社の事業用資産に損壊等の直接被害を受けたことを客観的に証明できること(罹災証明、証拠写真)。
(2) 胆振東部地震に起因して売上が減少したことを客観的に証明できること。
補助上限額：(1) 厚真町、安平町、むかわ町の事業者・・・100万円
(2) 上記3町以外の事業者・・・50万円
※ 観光需要の回復・増大の取組・・・100万円

協会けんぽ北海道支部からお知らせ

平成31年度健康保険料率が次のとおり改正されます。

平成31年3月分(5月7日納付期限分)から変更となります。



- ① 40歳以上65歳未満の加入者ご本人(被保険者)さま
12.04% (健康保険料率 10.31% + 介護保険料率 1.73%)
② 上記①以外の加入者ご本人(被保険者)さま
10.31% (健康保険料率 10.31%)

※詳しくは協会けんぽのHPまたは協会けんぽ北海道支部まで(電話 011-726-0352)

プレミアム付特別商品券の換金期限について

商品券の換金期限は、平成31年3月15日(金)まで

期限を過ぎての換金は出来ませんので必ず、忘れずに換金してください。

「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます

平成30年6月29日に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、同年7月6日に公布されました。これにより、労働基準法をはじめとする働き方改革に関する各種労働関係法令のルールが改正されました。

①時間外労働の上限規制が導入されます!

施行：2019年4月1日から ※中小企業は、2020年4月1日から
時間外労働の上限について、月45時間、年間360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定をする必要があります。

②年次有給休暇の確実な取得が必要です!

施行：2019年4月1日から
使用者は、10日以上の子年次有給休暇が付与されるすべての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。
※詳細は、別紙「年次有給休暇の時季指定義務」のリーフレットをご覧ください。

③正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます!

施行：2020年4月1日から ※中小企業は、2021年4月1日から
同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者)の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。

「帳簿書類の保存期間」について

Table with 2 main columns: 青色申告者 and 白色申告者. Rows include 帳簿, 決算関係書類, 現金預金取引等関係書類, and 其他書類 with their respective retention periods.

帳簿書類の電子データ保存

納税者の事務負担やコスト負担の軽減などを図るため、一定の帳簿書類については、コンピュータ作成の帳簿書類を紙に出力することなく、磁気テープや光ディスク(CD-R)などに記録した電子データのまま保存できる制度があります。

注：この制度の適用を受けるには、一定の要件があり、あらかじめ税務署長の承認を受ける必要があります。